

富山県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関する基準を次のとおり定める。

第 1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第 40 条第 1 号関係）

支援業務の実施に関する計画が、次の各号の全てに適合すること。

- 1 富山県内に事務所を有しており、当該事務所で支援業務の事務を行うことができること。ただし、支援業務の実施に支障が無いと認められる場合はこの限りではない。
- 2 支援業務の実施のために必要な組織体制及び人員体制を確保していること。
- 3 富山県内に支援業務を行う区域が定められていること。
- 4 支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること。また、特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。
- 5 支援業務の具体的な内容および実施方法が定められていること。
- 6 法第 51 条第 1 項の規定による住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携が図られていること。

第 2 経理的および技術的な基礎に関する基準（法第 40 条第 2 号関係）

指定を受けようとする法人が、次の各号の全てに適合すること。

- 1 支援業務の実施に必要な財源を有していること。
- 2 法人として債務超過の状態にないこと。
- 3 家賃債務保証については、家賃保証債務業者登録規定（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）の登録を受けた家賃債務保証業者（以下「登録業者」という。）が行うものであること。
申請法人が自ら行わない場合にあつては、登録業者と連携を図ること。

第 3 役員または職員の構成に関する基準（法第 40 条第 3 号関係）

次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者（執行猶予中の者、執行の免除を受けた者も含む）

- 4 法第 50 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者（当該取消しの日前 30 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 2 年を経過しない者を含む。）
- 5 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 21 条第 1 項（同法第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 条の 4 第 2 項、第 24 条の 5 第 2 項及び第 24 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前 1 号から 6 号までのいずれかに該当する者
- 8 法人等の役員等で、前 1 号から 6 号までのいずれかに該当する者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 4 支援業務以外の業務を行っている場合に関する基準（法第 40 条第 4 号関係）

支援業務以外の業務を行おうとする場合、支援業務とそれ以外の業務を行っている場合には 次の各号の全てに適合すること。

- 1 原則、支援業務以外の業務を行う組織との分離がなされていること。
- 2 法第 42 条第 1 号の規定による債務保証業務を行う場合は、債務保証業務及びこれに付帯する業務とその他の業務とで区分経理がなされていること。

第 5 その他の基準（法第 40 条第 5 号関係）

法第 40 条第 5 号の規定による支援業務の公正かつ適格な実施について、次の号に適合すること。

- 1 定款等において、法第 42 条各号の規定による支援業務の全てが記載されていること、又は支援業務がその記載内容の目的に合致していること。
- 2 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するために必要な措置が講じられていること。

附 則

この基準は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。